

# 大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和元年6月4日(火)午後3時00分～午後3時40分
2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
3. 出席委員 (17名)

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	森本 輝雄	8	中江 彰	1	岡本 勝康
2	今村平治郎	9	上田美加子	2	寺田 勉
3	鶴山 久雄	10	前田 全計	3	稲岡 丈介
4	小川 隆興	11	藤岡 秀信	4	吉岡 重治
5	奥本 正嗣	12	弓場 一郎		
6	木下 浩明	13	本郷 保則		
7	梅田 昌宏				

4. 欠席委員 (0名)

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第18条第6項について通知の件

議第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第4号 その他

1) 農地認定について

2) 使用貸借契約の消滅について

3) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第5条第1項第6号規定による転用届出の件

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 龍 節子

事務局補佐 東浦章仁

## 7. 会議の概要

議長 それでは、ただ今から6月の委員会を開催致します。本日の出席委員は全員お越し  
いただいておりますので、総会は成立していることを報告致します。

推進委員の方は、4名全員出席いただいております。

(会長あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。

私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(会長一任の声有り)

議長 会長一任との声がありましたので、本日の議事録署名委員に11番、藤岡委員さん  
と、12番、弓場委員さんのお二人を指名しますのでよろしくお願ひ致します。

続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の龍局長と東浦補佐を指名致

します。それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。まず、議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第1号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。

本件は、農地の耕作について、賃借権の解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号1番、申請地、大字土庫□□□番□（田）現況（畑）447㎡、借受人、土庫二丁目、□□□□承継人、□□□□、貸出人、土庫二丁目、□□□□、解約理由は、借人の死亡のためでございます。

番号2番、申請地、大字根成柿□□□番□の一部（田）2,025㎡の内300㎡、借受人、大字根成柿、□□□、貸出人、大字根成柿、□□□□、解約理由は、利用権設定するためでございます。

以上、議第1号につきましては2件の通知でございます。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願い致します。

（なしとの声あり）

議長 質問等ないようですので、議第1号、農地法第18条第6項について通知の件につきましては、事務局処理と致します。

それでは続いて議第2号を議題と致しますが、中江委員さんの親族が申請人となっている案件がございますので、農業員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願いします。なお、関係議案審議終了後に入室していただきます。

（中江委員 退席）

それでは、事務局から説明願います。

事務局 それでは、議第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により、経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に対して、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、大字曾大根、□□□□、利用権を設定する者、大字曾大根、□□□□相続人、□□□□、利用権を設定する農地、大字曾大根□□□番□（田）1,687㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、水稻を栽培しての利用でございます。利用期間は、令和元年7月1日から令和4年6月30日までの3年間です。この農地は、先月、委員のみなさまにごみ拾いのご協力いただいた農地でございます。

整理番号2番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□、利用権を設定する者、大字根成柿、□□□□、利用権を設定する農地、大字根成柿□□□番□（田）687㎡、大字根成柿□□□番□（田）1,331㎡、大字根成柿□□□番□（田）2,025㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、水稻を栽培しての利用です。利用期間は、令和元年7月1日から令和4年6月30日までの3年間です。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、同項第2号の利用権の設定等

を受けた後において備えるべき要件であります、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して、耕作の事業を行うことが認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たすと判断しております。この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対して、その旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問など、何かございましたら挙手でお願い致します。何かございませんか。

議 長 　ご質問等ないようですので、採決致します。

　それでは、議第2号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。  
(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので議第2号は、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

　それでは、次の議題に入ります前に、中江委員の入室をお願い致します。  
(中江委員入室、着席)

議 長 　ご着席いただきましたので、続いて、議第3号、その他1番を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 　議第3号、その他、1番、農地認定について説明致します。今回の申請は、昭和45年と昭和56年に5条で所有権移転された土地で、事情があり現在も農地で耕作しているため、農地としての認定申請があったものです。

　番号1番、申請地、大字藤森□□□番□(田)172㎡、大字池尻□□番□(田)574㎡、申請人、吉野町、□□□□、非農地から農地への変更でございます。藤森は果樹を植えられて管理されており、池尻は田として耕作されております。現地の確認は、地元委員の岡本委員と一緒にさせていただいております。参考に航空写真のコピーを議案書と一緒にしておりますのでご確認下さい。

　その他の1番、農地認定につきましては1件の申請でございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、岡本委員が現地を確認いただいたようですが、現状はどうでしたか。

推1番 　事務局と一緒に確認しましたが、一つは果樹らしきものを植えて、もう一つはきれいにトラクターをかけられておりました。

議 長 　ただ今、事務局並びに岡本委員より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等ありませんか。

12番 　この農地は、一度更地にされ転用してから農地にもどされたのですか。

事務局 　かなり以前の転用ですので、転用されたかどうかはわかりませんが、申請者からお聞きするところではずっと農地で耕作されていたとのこと。

12番 　遠方の方のご所有ですが、耕作はどうされているのですか。

事務局 　所有者の方は、現在ホームに入所されておりますのでその住所となっております。ご家族の方は池尻にお住まいでご家族の方で耕作いただいております。

推1番 　ご自宅は池尻の農地の近くにあり、家族の方は現在も住まれています。

4番 　地目は農地のままだったのですね。今度転用される場合は、手続きが必要となるのですね。

事務局 農地として認定しなければ、勝手に地上げし転用しても違法ではございません。農地として認定することによって再度申請が必要となります。

11番 藤森は、写真で見ると荒らしているように見受けられるが、農地なのですか。周囲は資材置き場になっているようですが。

事務局 白黒になっているのでわかりにくいと思いますが、果樹を植えられ下草は刈って管理されておられました。隣は資材置き場となっておりますが、申請地は道から一段落ちた状態で、隣の資材置き場との境には、四角いブロックのようなもので仕切られておりました。

議長 他にご質問等ございませんか。ないようですので採決致します。  
それでは、議第3号、その他の1番、農地認定について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第3号、その他の1番については農地として認定することに決定致します。

次に、議案第3号 その他2番を議題と致しますが、この案件につきましては、木下委員さんが関係いたしますので、議案審議終了まで、退席をお願いします。

(木下委員 退席)

それでは、事務局より説明願います。

事務局 議第3号、その他の2番、使用貸借契約の消滅について説明致します。

番号1番、解約する農地、大字出□□番□(田)926㎡、借受人、南陽町、□□□□、貸出人、大字出、□□□□、解約理由は、自作するためでございます。利用権設定によるものですが、期間内での解約ですので、通知いただいたものです。

以上、使用貸借契約の消滅については、1件の通知でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問などがないようですので、採決致します。それでは、議第3号、その他の2番使用貸借権の消滅について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第3号、その他の2番については、事務局処理に決定致します。次に入ります前に、木下委員の入室をお願い致します。

(木下委員入室、着席)

議長 それでは、事務局より説明願います。

事務局 議案書3頁、議第3号その他、3番、専決処分の報告について報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件について説明致します。

本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。

今回議案と致しましたのは、平成31年4月26日から令和元年5月24日までの届出分でございます。

番号1番、転用届出地、土庫二丁目□□□番3(田)413㎡、借受人、土庫二丁目、□□□□、貸出人、□□□□、使用貸借権の設定により、一戸建専用住宅への転

用届出です。令和元年5月23日に確認委員の本郷委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

以上、第5条関係1件の専決処分の事後報告でございます。

議長 　ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませぬか。何かございましたら挙手をお願い致します。

（なしの声あり）

議長 　ご質問等ないようですので、異議がないということで報告第1号を終わります。確認委員の本郷委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございます。

議長 　議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませぬか。

12番

農地部会よりお願いいたします。利用状況調査を年2回する計画をしています。田植え後に1回目の調査を行います。各担当地区をお回りいただいて来月の委員会に報告をお願いいたします。

曾大根の農地のゴミ拾いはたくさんの委員の方にご協力いただきありがとうございます。引き受けてくださった方はもうトラクターをかけてきれいな状態になっています。それから、奥田で長年遊休農地になっている農地を、吉岡委員が引き受けてくださることになりましたので、草刈りをしてもらったところかなりのゴミがあり、天満地区の委員と会長とでゴミ拾いをしたのですが、かなりの量と木とかが生えていましたので、根がかなり広がっていてすぐにトラクターをかけていただくことができない状態です。また委員の皆さんにご協力をお願いしたいと思いますのでよろしく願います。

11番

事務局

この前は全員に声がかからなかったもので、連絡はしていただくようお願いしたい。曾大根は、農政部会の方と地元の担当委員の方などをお願いいたしましたので、南の方面の方にはお声がけしておりませんでした。次回からは全員に連絡するようにいたします。

議長

他になにかありませんか。ないようでしたら、これで6月の定例委員会を終らせて頂きます。委員の皆様方には大変ご苦労様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議長	今村平治郎
署名委員	藤岡秀信
署名委員	弓場一郎